



	議事の顛末
議 長	<p>会長挨拶</p> <p>それでは、定数に達しているので、只今より第14回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会期を定めることについてを議題とします。本日の第14回浦臼町農業委員会の会期は、令和6年10月25日、本日1日とすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	異議なし。
議 長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することにご異議ございませんか。</p>
全委員	異議なし。
議 長	<p>それでは、3番、竹内委員、4番、土橋委員、よろしくお願いします。</p> <p>日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。</p>
事務局長	<p>第14回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、2件でございます。日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借1件、売買3件でございます。日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、売買4件でございます。これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。</p>
議 長	<p>以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。1ページ、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局の説明を願います。</p>
事務局	<p>議案1ページをお開き下さい。議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、下記の者から農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、賃貸借の解約が成立していると考えられることから、意見を求めます。令和6年10月25日提出。浦臼町農業委員会会長位田勝。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸</p>

事務局

主は\*\*\*\*\*、借主は\*\*\*\*\*です。適用は合意解約。農地法第3条、許可番号第\*\*\*\*号による賃貸借で、令和\*\*年\*\*月\*\*日からの賃貸借でしたが、令和\*\*年\*\*月\*\*日に合意解約の通知書が提出されております。図面は2ページから3ページになります。場所は\*\*\*\*\*農地です。合意解約した農地については本日の議案に提出しますが、農地法第3条による売買と農業経営基盤強化促進法による売買を行います。議案1ページの説明は以上でございます。

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

議 長

ありません。

委 員

それでは、この合意解約については、承認致します。

議 長

4ページ、貸主\*\*\*\*\*、借主\*\*\*\*\*について、審議いたします。事務局の説明を願います。

事務局

議案4ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は\*\*\*\*\*、借主は\*\*\*\*\*です。適用は合意解約。農地法第3条、許可番号第\*\*\*\*号による賃貸借で、令和\*\*年\*\*月\*\*日からの賃貸借でしたが、令和\*\*年\*\*月\*\*日に合意解約の通知書が提出されております。図面は5ページになります。場所は\*\*\*\*\*農地です。議案4ページの説明は以上でございます。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

ありません。

議 長

それでは、この合意解約については、承認致します。

議 長

6ページ、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申

議 長 請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案6ページをお開き下さい。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。令和6年10月25日提出。浦臼町農業委員会会長位田勝。1. 土地及び関係人の表示。所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は\*\*\*\*\*、借主は\*\*\*\*\*さんです。貸付理由は\*\*\*\*\*、借受理由は\*\*\*\*\*です。使用貸借の期間は\*\*年間です。図面は7ページになります。場所は\*\*\*\*\*農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、8ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案6ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長 9ページ、譲渡人\*\*\*\*\*、譲受人\*\*\*\*\*についてを審議します事務局の説明をお願いします。

事務局 議案9ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示。所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。譲渡人は\*\*\*\*\*、譲受人は\*\*\*\*\*です。譲渡理由は\*\*\*\*\*、譲受理由は\*\*\*\*\*です。売買対価は\*\*\*\*\*円で、単価は\*\*\*\*\*円です。図面は10ページになります。場所は\*\*\*\*\*農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、11ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案9ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員

ありません。

議 長

それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長

12ページ、譲渡人\*\*\*\*\*、譲受人\*\*\*\*\*についてを審議します事務局の説明をお願いします。

事務局

議案12ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示。所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。譲渡人は\*\*\*\*\*、譲受人は\*\*\*\*\*です。譲渡理由は\*\*\*\*\*、譲受理由は\*\*\*\*\*。売買対価は\*\*\*\*\*円で、単価は田で\*\*\*\*\*円です。図面は13ページになります。場所は\*\*\*\*\*農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、14ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案12ページの説明は以上でございます。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員

ありません。

議 長

それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長

15ページ、譲渡人\*\*\*\*\*、譲受人\*\*\*\*\*についてを審議します事務局の説明をお願いします。

事務局

議案15ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示。所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*方メートルです。譲渡人は\*\*\*\*\*、譲受人は\*\*\*\*\*です。譲渡理由は\*\*\*\*\*、譲受理由は\*\*\*\*\*です。売買対価は\*\*\*\*\*円で、単価は田で\*\*\*\*\*円です。図面は16ページになります。場所は\*\*\*\*\*農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、17ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を

事務局 全て満たしております。議案15ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 ありません。

議 長 それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長 18ページ。日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。19ページ、譲渡人\*\*\*\*\*、譲受人\*\*\*\*\*について、審議いたします。なお、この件については高田委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の規定に基づき、高田委員には、一時退席して頂きます。

高田委員、起立、退場。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案18ページをお開き下さい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。浦臼町長より申請のあった別紙内容による農用地利用集積計画の決定について審議する。令和6年10月31日公告予定、令和6年10月25日提出。浦臼町農業委員会 会長 位田勝。議案19ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示。所番号\*\*、所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。対価は\*\*\*\*\*円。単価は田で\*\*\*\*\*円です。所有権の移転時期は、令和\*年\*\*月\*\*日で引渡の時期は、対価の支払日です。譲渡人は\*\*\*\*\*、譲受人は\*\*\*\*\*さんです。譲渡理由、譲受理由\*\*\*\*\*です。図面は20ページになります。場所は\*\*\*\*\*農地です。議案19ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長 次に21ページ、譲渡人\*\*\*\*\*、譲受人\*\*\*\*\*について、審議いたします。なお、この件についても高田委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の規定に基づき、高田委員には、引き続き一時退席して頂きます。関係議事終了後に、入室・着席していただきます。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案21ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示。所番号\*\*、所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。対価は\*\*\*\*\*円。単価は\*\*\*\*\*円です。所有権の移転時期は、令和\*\*年\*\*月\*\*日で引渡の時期は、対価の支払日です。譲渡人は\*\*\*\*\*、譲受人は\*\*\*\*\*です。譲渡理由、譲受理由\*\*\*\*\*です。図面は22ページから23ページになります。場所は\*\*\*\*\*農地です。議案21ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長 高田委員の入室をお願いします。

高田委員、入室・着席。

議 長 次に24ページ、譲渡人\*\*\*\*\*、譲受人\*\*\*\*\*について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案24ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示。所番号\*\*、所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。対価は\*\*\*\*\*円。単価は\*\*\*\*\*円です。所有権移転の時期は令和\*\*年\*\*月\*\*日で、引渡しの時期は対価の支払日です。譲渡人は\*\*\*\*\*

事務局 \*\*\* \*\*、譲受人は\*\*\* \*\*です。譲渡理由は\*\*\* \*\*、譲受理由は\*\*\* \*\*です。図面は25ページになります。農地は議案1ページの農地ですので割愛致します。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、26ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に適合していますので許可要件を全て満たしております。議案24ページの説明は以上でございます。

議 長 この件につきましては、あっせんを行っておりますので、あっせん委員長から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長 現地確認は今月実施した農地パトロールの時に行っています。基盤整備は施されていますが、暗渠は入っていない状況で、水田の大きさ・形を考慮して、この価格としました。

議 長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

鎌田委員 本件の譲渡人と譲受人の売買は、本件の隣接の一部の農地が農地法第3条での売買でしたが、なぜ分けたのですか。

事務局 農地法第3条で売買した一部の農地につきましては、地目の公簿と現況が一致していないため、本件の強化法の対象とする事ができませんので、農地法第3条と本件の強化法と分けなければなりませんでした。

議 長 他にありませんか。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長 次に27ページ、譲渡人\*\*\* \*\*、譲受人\*\*\* \*\*について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案27ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示。所番号\*\*、所在は\*\*\* \*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\* \*\*平方メートルです。対価は\*\*\* \*\*円。単価は田で\*\*\* \*\*円です。所有権移転の時期は令和\*\*年\*\*月\*\*日で、引渡し of 時期は対価の支払日です。譲渡人は\*\*\* \*\*、譲受人は\*\*\* \*\*

事務局 \*\*\*\*です。譲渡理由は\*\*\*\*、譲受理由は\*\*\*\*です。図面は28ページになります。場所は\*\*\*\*農地です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、29ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に適合していますので許可要件を全て満たしております。議案27ページの説明は以上でございます。

議 長 この件につきましては、あっせんを行っておりますので、あっせん委員長から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長 現地確認は農地パトロールの際に行いました。基盤整備・暗渠整備は行ってないことから、この価格としました。

議 長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

折坂委員 本件の農地と議案24ページの農地は隣接していますが、売買単価が本件の農地が低いのですが、隣同士でなぜ差が生じたのですか。

地区委員長 図面上では同等に見えますと思いますが、本件の農地は、基盤整備・暗渠整備を行っておらず、水田1枚当たりの大きさも小さく作業効率も低く、更に用水は田落としであり、議案24ページの農地と同等であるとみることはできませんでした。

議 長 他にありませんか。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長 以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。これをもって、第14回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。

以上、会議の顛末は、馬狩範一が作成したものであるが、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月25日 浦臼町農業委員会会長 位 田 勝

委員

印

委員

印